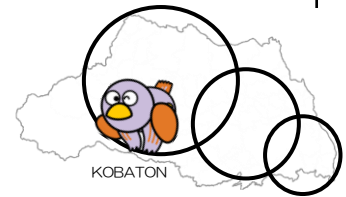


# 第1章

## 広域行政の概要



1	広域行政とは？	4
2	広域行政の現況	4
3	制度別に見る広域行政	
(1)	連携協約	7
(2)	協議会	8
(3)	機関等の共同設置	9
(4)	事務の委託	11
(5)	事務の代替執行	12
(6)	一部事務組合	13
(7)	広域連合	15
4	各制度の比較	17

## 1 広域行政とは？

一つの市町村では適切に処理していくことが困難な事務に対応する場合や複数の市町村で取り組む方がより効率的で質の高い住民サービスが提供できる場合などに、それぞれの市町村がその行政区域を越えて連携・協力する取組が「広域行政」です。

広域行政には、大きく分けて、地方自治法に規定された一部事務組合や広域連合、事務の委託等の制度を活用するものと、法律に基づかない任意の協議会の設置や自治体間の協定による協力、地方独立行政法人や公益法人等の共同設置、私法上の事務委託などがあります。

ここでは、主に前者の広域行政について解説しています。「平成の大合併」が一区切りとなった今日、広域行政を積極的に活用した住民サービスの維持・向上が求められています。

【 図表 】 広域行政制度の体系

種 別	制 度 の 種 類	設置等の根拠（地方自治法）
地方公共団体 相互間の協力	連 携 協 約	第252条の2
	協 議 会	第252条の2の2
	機 関 等 の 共 同 設 置	第252条の7
	事 務 の 委 託	第252条の14
	事 務 の 代 替 執 行	第252条の16の2
地方公共団体の組合 (特別地方公共団体)	一 部 事 務 組 合	第284条
	広 域 連 合	

## 2 広域行政の現況

総務省が2年に一度実施している「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」（平成30年7月1日現在）によると、全国の市町村で共同処理されている事務の総件数は9,190件、関係団体は延べ22,445団体となっています。

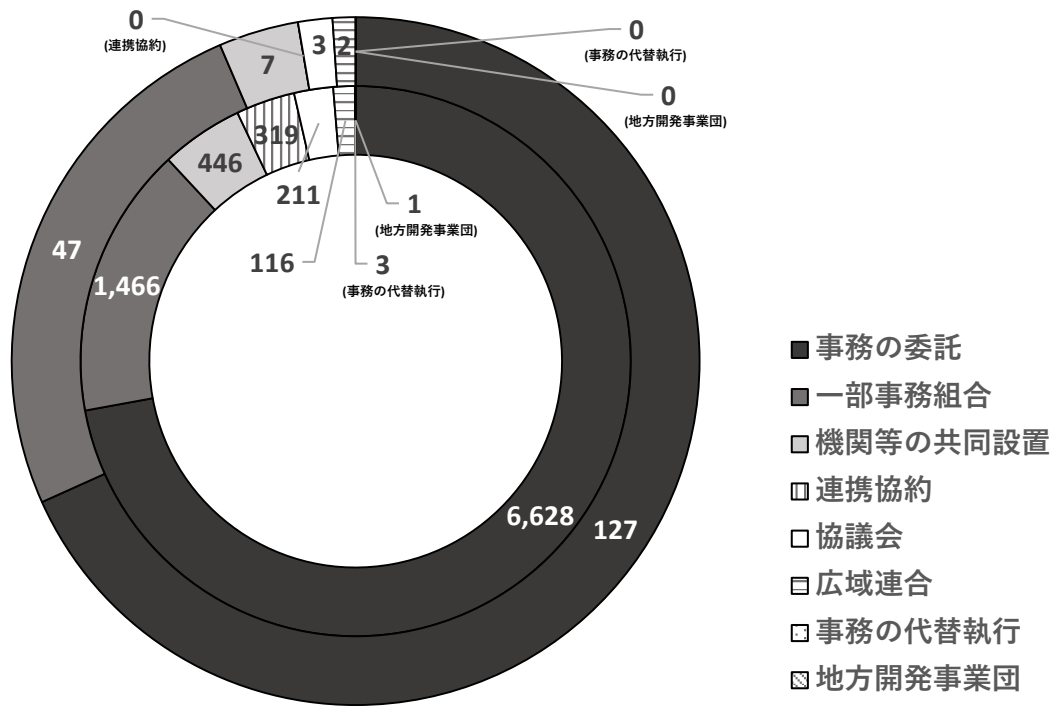
事務の総件数及び関係団体数は、事務の委託等の増加により前回調査（平成28年7月1日）よりも増加しています（総件数314件、関係団体数325団体の増加）。

次に、処理方式では、事務の委託が6,628件で全体の72.1%と最も多く、次いで一部事務組合の1,466件（16.0%）、機関等の共同設置の446件（4.9%）となっています。

県内の共同処理の状況（平成30年7月1日現在）を見ると、処理方式では全186件中、事務の委託が127件で全体の68.3%と最も多く、次いで一部事務組合が47件（25.3%）、機関等の共同設置が7件（3.8%）、協議会が3件（1.6%）、広域連合が2件（1.1%）となっており、全国の傾向とほぼ同様となっています。

【図表】全国と埼玉県の共同処理方針の活用状況（平成30年7月1日現在）

※内側：全国 外側：埼玉県



	全国		埼玉県	
	件数	構成比	件数	構成比
連携協約	319件	(3.5%)	0件	
協議会	211件	(2.3%)	3件	(1.6%)
機関等の共同設置	446件	(4.9%)	7件	(3.8%)
事務の委託	6,628件	(72.1%)	127件	(68.3%)
事務の代替執行	3件		0件	
一部事務組合	1,466件	(16.0%)	47件	(25.3%)
広域連合	116件	(1.3%)	2件	(1.1%)
地方開発事業団	1件		0件	
合計	9,190件		186件	

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%にはならない。

【 図表 】 広域行政の仕組みと運用について（全国）

制度の種類	制度の概要	運用状況（H30.7.1 現在）
連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。	○締結件数：319件 ○主な事務：連携中枢都市圏形成240件(75.2%)、消費生活相談43件(13.5%)
協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	○設置件数：211件 ○主な事務：消防41件(19.4%)、広域行政計画等27件(12.8%)
機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	○設置件数：446件 ○主な事務：介護区分認定審査127件(28.5%)、公平委員会115件(25.8%)、障害区分認定審査106件(23.8%)
事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	○委託件数：6,628件 ○主な事務：住民票の写し等の交付1,402件(21.2%)、公平委員会1,180件(17.8%)、競艇861件(13.0%)
事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。	○実施件数：3件 ○事務：水道(2件)、公害防止(1件)
一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	○設置件数：1,466件 ○主な事務：ごみ処理400件(27.3%)、し尿処理326件(22.2%)、消防・救急268件(18.3%)
広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	○設置件数：116件 ○主な事務：後期高齢者医療51件(44.0%)、介護区分認定審査46件(39.7%)、障害程度区分認定審査31件(26.7%)

(注) 地方開発事業団は地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(1団体)については、なお従前の例によることとされている。

### 3 制度別に見る広域行政

#### (1) 連携協約【地方自治法第252条の2】

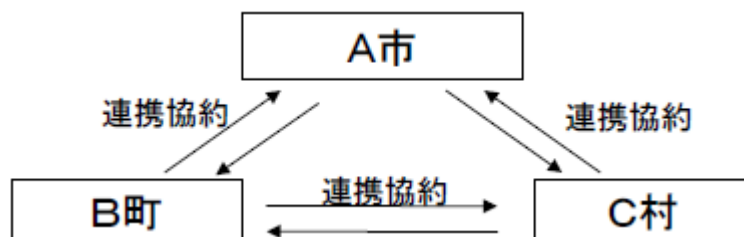
##### 制度の概要

連携協約は、地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める制度です。平成26年5月の地方自治法の改正により創設されました。

連携協約を締結した地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにならなければなりません。連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要があります。

連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方策の提示を求め、提示を受けることができます。

#### 【 図表 】 連携協約のイメージ



##### 締結等の手続

- 関係地方公共団体が議会の議決を経た協議により連携協約を定め、その旨及び連携協約を告示
- 都道府県に係るものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届出（複数の都道府県にわたるものにあつては各都道府県知事に届出）  
※ 連携協約の変更／連携協約の廃止の場合も同様です。

#### 制度の特徴

- 地域の実情に応じて締結でき、政策面での役割分担についても自由に盛り込むことができます。
- 別組織を作らない、より簡素で効率的な相互協力の方式です。
- 議会の議決を経て締結され、紛争を迅速に解決する仕組みが用意されていることから、安定的で継続的な連携が可能となります。

## (2) 協議会【地方自治法第252条の2の2～第252条の6の2】

### 制度の概要

協議会は、地方公共団体がその区域を越えて行政の執行を合理的に行うため、協議により規約を定め設置する共同の執務組織です。法人格を有しないため、権利義務の主体とはならず、また、協議会固有の職員又は財産を有さないため、協議会の職員は構成団体からの派遣で、必要な経費も各構成団体が負担・支弁し、その方法は規約に定めることとなります。

協議会には、「管理執行」、「連絡調整」、「計画作成」の3種類があります。

#### ① 管理執行協議会

事務の一部を共同して管理執行するために設けられる協議会です。協議会それ自体に権限はなく、協議会が関係地方公共団体の長その他の執行機関の名において行った事務の管理執行は、それぞれ関係地方公共団体の長その他の執行機関が行ったものとしての効力を有します。その意味で、協議会は関係地方公共団体の共通の執行機関としての性格を有しますが、それぞれの関係地方公共団体の執行機関は消滅しません。この場合、協議会と普通地方公共団体との間には代理に準ずる効果があるとされています。なお、不法行為等があった場合の責任は、各構成団体の連帯責任と解されています。

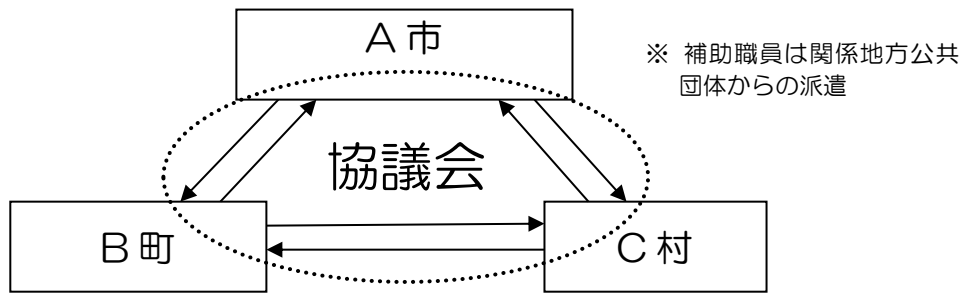
#### ② 連絡調整協議会

事務の管理執行について連絡調整を図るために設けられる協議会です。協議会の行う連絡調整とは、事務の総合的、統一的な処理を行うために、相互に情報や意見の交換を行い、共同の方針を定めるものです。連絡調整の結果は、それ自体には法的効果はなく、結果に基づいて関係地方公共団体の長その他の執行機関が事務の管理執行をして初めて法的効果が生じるとされています。

#### ③ 計画作成協議会

広域にわたる総合的な計画を共同して作成するために設けられる協議会です。計画を作成したときは、関係地方公共団体の長その他の執行機関は、当該計画に基づいてその事務を処理し、またはその権限に属する事務を管理執行することとなります。連絡調整協議会と同様、協議会自体が事務を管理執行するものではなく、計画に基づいて関係地方公共団体の長その他の執行機関が事務を管理執行して初めて法的効果が生じるとされています。

【 図表 】 協議会のイメージ



設置等の手続

- 関係地方公共団体の議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示（「連絡調整協議会」については議決は不要）
- 都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届出（複数の都道府県にわたるものにあつては各都道府県知事に届出）
  - ※ 構成団体の数の増減／規約の変更／協議会の廃止の場合も同様です。

制度の特徴

- 議会や管理者の設置を要しない簡素で効率的な事務処理の方式です。
- 組織する団体が各々の主体性を維持したまま広域的に事務を処理できます。
- 意思決定が会議で行われるため、迅速な決定が難しくなると言われています。
- 法人格がないため、財産保有等、法人格が必要な事務を行うことはできません。
- 責任の帰属が第一義的に問われる事務には向かないと言われています。

(3) 機関等の共同設置【地方自治法第252条の7～第252条の13】

制度の概要

機関等の共同設置は、地方公共団体が、組織の簡素化による適切な行政の確保を目的として、協議により規約を定め、その執行機関等を共同で設置する制度です。

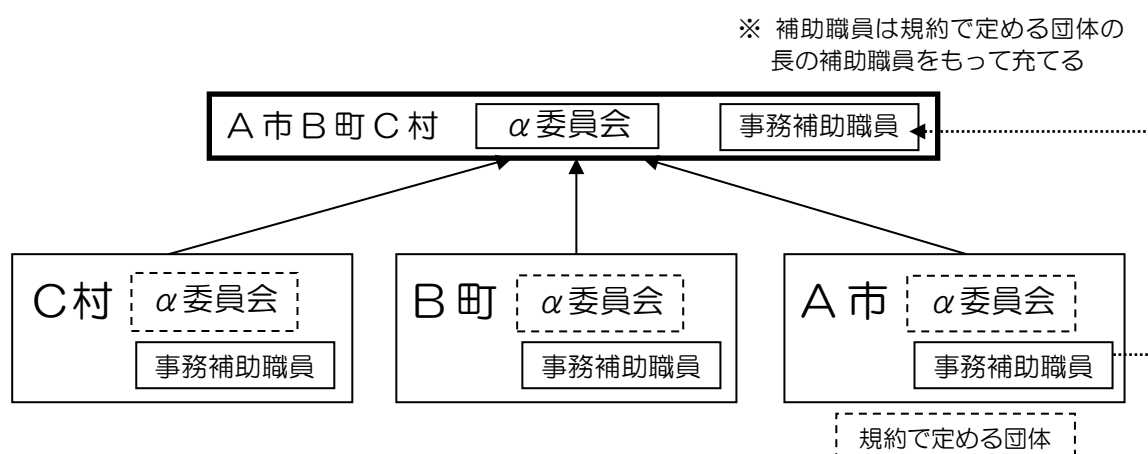
この制度で設置できるのは地方自治法で定められている次の機関等です。

- ・ 議会事務局もしくはその内部組織（第138条第1項、第2項）
- ・ 委員会もしくは委員（第138条の4第1項）
- ・ 附属機関（第138条の4第3項）
- ・ 行政機関（第156条第1項）
- ・ 長の内部組織（第158条第1項）
- ・ 委員会もしくは委員の事務局もしくはその内部組織
- ・ 議会、長、委員会もしくは委員の事務を補助する職員
- ・ 専門委員（第174条第1項）

共同設置された機関等は、それぞれの団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等が管理執行した効果は、関係地方公共団体が自ら行ったことと同様にそれぞれの団体に帰属します。また、管理執行に係る法令、条例、規則その他の規程はそれぞれの団体のものが適用されます。

運営は規約の定めるところによりますが、委員等の選任その他の身分取扱いは、原則として関係地方公共団体のうち規約で定める団体に所属する職員とみなされ、また、これに要する経費も関係地方公共団体が負担し、規約で定める団体の歳入歳出予算に計上して支出されます。

【 図表 】 機関等の共同設置のイメージ



#### 設置等の手続

- 関係地方公共団体が議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示
  - 都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届出（複数の都道府県にわたるものにあつては各都道府県知事に届出）
- ※ 構成団体の数の増減／規約の変更／共同設置の廃止の場合も同様です。

#### 制度の特徴

- 法人の設立を要しない簡素な仕組みです。
- 共同設置された機関等はそれぞれの団体にとって共通の機関等となるため権限の移動を伴いません（各団体の主体性が維持されます）。
- 共同設置された機関等がそれぞれの団体の機関等となるため、それぞれの議会への対応などに配慮する必要があります。
- 平成23年の地方自治法の改正で共同設置できる機関が行政機関や長の内部組織等まで拡大されています。



## (4) 事務の委託【地方自治法第252条の14～第252条の16】

### 制度の概要

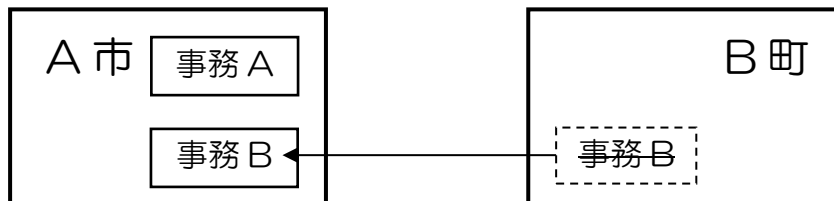
事務の委託は、地方公共団体が協議により規約を定め、事務の一部の管理執行を他の地方公共団体に委託する制度です。これは組織の簡素化により適切な行政規模を確保するための制度で、全国、また本県で最も活用されています。他の共同処理制度とは異なり、新たな組織を設けることはありません。

委託は必ず「1団体」対「1団体」で成立します。受託した地方公共団体がその事務を処理することにより、委託した地方公共団体が自らその事務を管理執行した場合と同様の効果を生じます。

委託後は、その事務の責任は受託団体に帰属し、委託団体は委託の範囲内で権限を失うこととなります。また、事務処理は原則として受託団体の条例、規則等に従って行われます。

経費は委託団体が負担し、その算定方法等は規約で定めます。

### 【 図表 】 事務の委託のイメージ



- ※ 事務に従事するのはA市の職員
- ※ A市長はB町の事務を含めて指揮監督

### 委託等の手続

- 関係地方公共団体が議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示
- 都道府県に係るものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届出（複数の都道府県にわたるものにあつては各都道府県知事に届出）
  - ※ 委託する事務の変更／事務の委託の廃止の場合も同様です。

## 制度の特徴

- 法人の設立を要せず仕組みが簡単で効率性に優れた制度です。
- 執行が受託団体に一元化されるため責任の所在が明確です。
- 委託事務についての権限が完全に受託団体に移るため、委託団体は当該事務についての権限を行使できません（受託団体の責任により処理）。
- 受託団体は一定の委託金収入のもと、対象事務に関する責任をすべて負います。

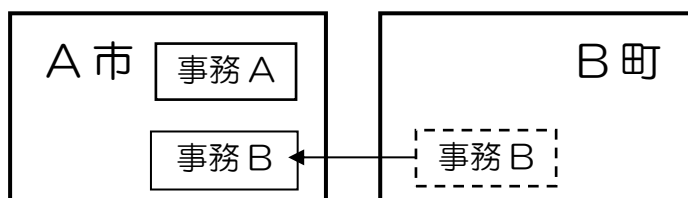
## (5) 事務の代替執行【地方自治法第252条の16の2～第252条の16の4】

### 制度の概要

事務の代替執行は、地方公共団体が協議により規約を定め、事務の一部の管理執行を、当該地方公共団体の名において、他の地方公共団体に行わせる制度です。平成26年5月の地方自治法の改正により創設されました。

地方公共団体が他の地方公共団体に当該事務を代替執行させることにより、事務を任せた地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生じます。当該事務についての法令上の責任は事務を任せた地方公共団体に帰属したままであり、当該事務を管理執行する権限の移動も伴いません。

### 【 図表 】 事務の代替執行のイメージ



- ※ 事務に従事するのはA市の職員
- ※ 事務権限はB町に残り、B町の基準によりA市が事務を処理
- ※ A市の事務処理を、B町の長、議会が監視

### 代替執行等の手続

- 関係地方公共団体が議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示
- 都道府県に係るものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届出（複数の都道府県にわたるものにあつては各都道府県知事に届出）
  - ※ 代替執行する事務の変更／代替執行の廃止の場合も同様です。

### 制度の特徴

- 事務を任せる側の意向を反映させ、かつ、効率的な広域連携が可能な制度です。
- 事務を任せた側は、事務の執行状況を把握し、自団体の住民及び議会に対する説明責任を果たすことが求められます。

## (6) 一部事務組合【地方自治法第284条～第291条】

### 制度の概要

一部事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するため、協議により規約を定めて設ける特別地方公共団体です。

法人格を有する特別地方公共団体で、財産の保有等が可能であり、組合議会や管理者、監査委員の設置が必要とされます(特例一部事務組合における例外があります)。

一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は構成団体の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれます。

法律上の扱いとしては、都道府県の加入するものは都道府県に関する規定、市の加入するもので都道府県の加入しないものは市に関する規定、その他のものは町村に関する規定が準用されます。

共同処理する事務に係る条例、規則等は当該一部事務組合において制定しますが、課税権はありません。また、運営体制や経費の支弁については規約で定めます。

#### (複合的一部事務組合)

地方自治法第285条の規定により、相互に関連する事務を共同処理するための一部事務組合については、共同処理しようとする事務が構成団体のすべてに共通していなくても設置することができます。

この場合、組合の議会の議決の方法について特別の定めをすることができ、規約で定めることで、管理者に代えて理事会を置くことができます。

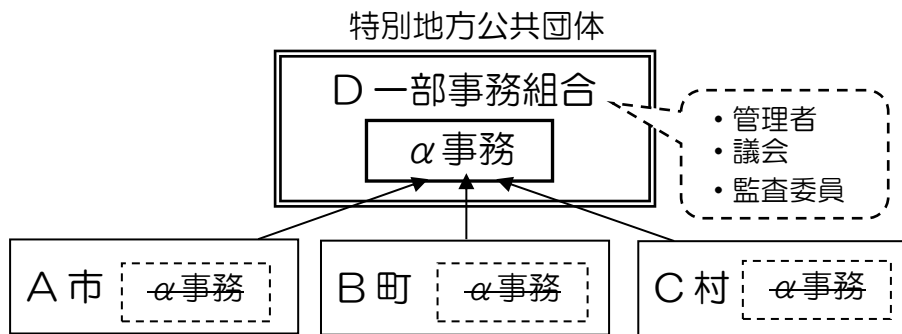
#### (特例一部事務組合)

地方自治法第287条の2の規定により、規約に定めることで、一部事務組合の議会の構成団体の議会をもって組織することができます(特例一部事務組合)。この場合、管理者が構成団体の長を通じてすべての構成団体の議会に議案を提出し、すべての構成団体の議会の一致する議決が必要となります。

また、この特例一部事務組合は、独自の監査委員を置かず、規約で定める構成団体の監査委員が監査を行うことができます。

- ★ 市町村合併の進展により、県内には構成団体が大きく減少した一部事務組合や、構成団体を同じくする複数の一部事務組合が存在しています。これらについては、事務の効率化や経費節減のためにも、他の組合との統合やより簡素な方法(事務の委託等)への変更をお勧めします。

【 図表 】 一部事務組合のイメージ



#### 設置等の手続

- 関係地方公共団体が議会の議決を経た協議により規約を定める。
- 都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可（複数の都道府県にわたるものにあつては総務大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて行う）

※ 構成団体の数の増減／共同処理する事務の変更／規約の変更の場合も同様です（ただし、組合の名称の変更／事務所の位置／経費の支弁の方法のみに係る規約の変更、組合の解散は届出で足りません）。

#### 制度の特徴

- 法人格を有するため財産の保有や職員の採用が可能で、責任の所在が明確です。
- 組合議会や組合管理者、監査委員が設置されます（特例一部事務組合を除く）。
- 共同処理する事務は構成団体の権限から除外されます。
- 共同処理する事務が構成団体のすべてに共通していなくても設置することができます。（複合的一部事務組合）。
- 迅速な意思決定がしづらいつらいつらといった指摘があります。
- 運営や存在が住民から見えにくいといった指摘があります。

## (7) 広域連合【地方自治法第284条、第285条の2、第291条の2～第291条の13】

### 制度の概要

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、その実施のための連絡調整を図り、事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために設けられる特別地方公共団体です。

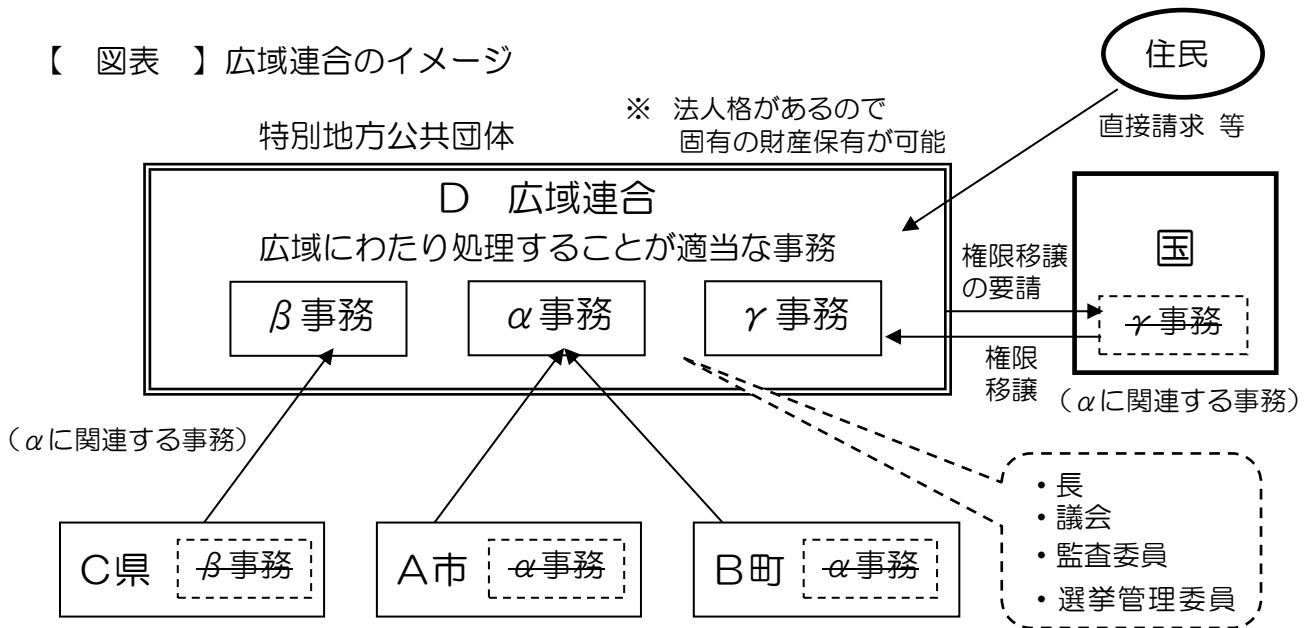
現在、県内には「彩の国さいたま人づくり広域連合（平成11年5月）」「埼玉県後期高齢者医療広域連合（平成19年3月）」の2つが設置されています。

広域連合が成立すると、広域処理するとされた事務は構成団体の権限から除外され、広域連合に引き継がれます。

広域連合は、一部事務組合と同様に「地方公共団体の組合」の一形態として設けられた制度ですが、一部事務組合とは異なり下記のような特徴があります。

- 広域的な行政ニーズに柔軟かつ複合的に対応できます
  - ・ 同一の事務を持ち寄って共同処理する一部事務組合に対して、広域連合は多角的な事務処理を通じて広域的な行政目的を達成することが可能な仕組みとなっています。
- 広域的な調整をより実施しやすい仕組みです
  - ・ 広域連合は、広域計画を作成しなければなりません。広域計画には、広域連合の処理する事務ばかりでなく、これに関連する構成団体の事務についても盛り込むことができます。そして、その構成団体の事務の実施について、勧告することができます。
- 権限移譲の受け皿となることができます
  - ・ 広域連合は、直接国又は都道府県から権限移譲を受けることができます。このため、個々の市町村では実施困難でも、広域的団体であれば実施可能な事務を、法律、政令又は条例の定めるところにより、直接広域連合が処理することとすることができます。
  - ・ 都道府県の加入する広域連合から国に、その他の広域連合は都道府県に、権限・事務を処理することとするよう要請することができます。
- より民主的な仕組みです
  - ・ 広域連合の長と議員は、いわゆる充て職は認められず、直接又は間接の選挙により選出されます。
  - ・ 広域連合への直接請求を行うことができます。

【 図表 】 広域連合のイメージ



設置等の手続

- 関係地方公共団体が議会の議決を経た協議により規約を定める。
- 都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可（複数の都道府県にわたるものにあつては総務大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて行う）

※ 構成団体の数の増減／広域処理する事務の変更／規約の変更／広域連合の解散の場合も同様です（ただし、事務所の位置／経費の支弁の方法のみに係る規約の変更、国や都道府県が法令や条例により広域連合が処理すべきものと定めた事務を追加する場合（変更を含む）の規約の変更は届出で足りず）。

制度の特徴

- 法人格を有するため財産の保有や職員の採用が可能で、責任の所在が明確です。
- 連合議会や連合長、監査委員、選挙管理委員が設置されます。
- 処理する事務について広域計画を策定して運営されます。
- 広域処理する事務は構成団体の権限から除外されます。
- 国や県から直接権限の移譲が受けられます。
- 住民からの直接請求が可能です。
- 迅速な意思決定がしづらいといった指摘があります。
- 運営や存在が住民から見えにくいといった指摘があります。

## 4 各制度の比較

	連携協約	協議会 (管理執行)	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の 代替執行	一部事務 組合	広域連合
位置づけ	地方公共団体相互間の協力					地方公共団体の組合	
組織	法人格を持たない					独立した法人格あり	
	-	構成団体の 職員が処理 ※機関が存在しない	構成団体の 職員が処理 ※機関が存在する	受託団体が 事務を処理	一方の団体が 他方の団体の 事務を処理		
法律効果 の帰属	-	各構成団体 に帰属	各構成団体 に帰属	受託団体に 帰属	他方の団体に 帰属	一部事務組 合に帰属	広域連合に 帰属
当事者	1対1	複数の団体		1対1	複数の団体		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の設立を要しない</li> <li>連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の設立を要しない</li> <li>各構成団体の長等の名において事務を管理執行</li> <li>各構成団体が形式的には主体性を保つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の設立を要しない</li> <li>各団体の共通の機関等としての性格を有し、管理執行の効果は、それぞれの団体に帰属</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の設立を要しない</li> <li>権限の移動を伴い、委託側は事務処理権限を失う</li> <li>権限が受託側に一元化されるため責任の所在が明確</li> <li>事務処理の効率性が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の設立を要しない</li> <li>代替執行を求めた団体の長等の名において事務を代替執行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人格を有するため、財産の保有が可能</li> <li>議会、固有の執行機関を有するため、責任の所在が明確</li> <li>構成団体は事務処理権限を失う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部事務組合とほぼ共通</li> <li>国、都道府県から直接権限移譲を受けることが可能</li> <li>構成団体に規約の変更を要請することが可能</li> </ul>
課題	内容に応じて、別途、事務の共同処理制度、私法上の委託等を活用する必要がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>機動的な意思決定が難しい</li> <li>責任の帰属が第一義的に問われやすい事務には向かない</li> <li>名称が共同処理機構を想起しづらい</li> <li>数が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての構成団体の議会に対応する必要があるなど、手続きが煩雑</li> <li>複数の責任主体を支えることになり、指揮命令系統が不明確になる可能性</li> <li>限定された分野での活用にとどまる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託団体は、委託した事務に関して直接、権限を行使することができなくなる</li> <li>受託団体は、受託した事務に関する責任をすべて負う</li> <li>権限の移動を伴うため、活用を躊躇するとの指摘</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務の管理執行と、事務処理の結果の責任の所在が一致しない</li> <li>数が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成団体は一部事務組合の事務に関して直接、権限を行使することができなくなる</li> <li>機動的な意思決定が難しい</li> <li>構成団体の議会の直接の審議の対象にはならない</li> <li>やや減少傾向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部事務組合とほぼ共通</li> <li>国の施策導入に伴って設立されたものが多く、その特性が発揮されている事例が少ない</li> <li>数が頭打ち</li> </ul>
活用事例	連携中枢都市圏の形成、都道府県による補完・支援等	宝くじの発行業務、農業用水管理、視聴覚教室、教科用図書採択等	介護区分認定審査会、公平委員会、障害区分認定審査会、指導主事等	公平委員会、住民票の相互交付、公営競技(場外発売)、消防・救急、ごみ処理等	上下水道、簡易水道等	ごみ処理、し尿処理、消防・救急、火葬場等	後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、ごみ処理等

第32次地方制度調査会第27回専門小委員会資料から作成

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/chihou\\_seido/singi.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.html)